沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領

制定 令和５（2023）年３月14日 農畜第2612号

（目的）

第１　 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第３条の２第１項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（農林水産大臣公表）別紙２「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」（以下「研修会実施要綱」という。）に基づき実施する、知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）の研修会の実施及び登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る事務処理等について、必要な事項を定める。

（ 研修会の実施）

第２　県は、沖縄県登録飼養衛生管理者名簿の登録に必要な研修会（以下「研修会」という。）を年1回以上開催する。

（研修会の種類及び内容）

第３　県が実施する研修の種類は、以下のとおりとする。

1. 基礎研修
2. 実地研修

２　前項の研修は、研修会実施要綱３（３）に規定する事項について、家畜保健衛生所や農場等において、家畜防疫員又は知事認定獣医師が実施する。

（研修会の受講申請）

第４　研修会の受講を希望する飼養衛生管理者（法第12条の３の２に規定）は、「沖縄県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会受講申請書」（様式１）に必要事項を記入し、農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出する。なお、他の都道府県で研修会実施要綱に基づく研修会修了証を交付されているものは、第３の１の（2）研修を免除することができることとし、免除を希望する場合はその写しを添付する。

２　第３の１の研修を実施した家畜防疫員又は知事認定獣医師は、その結果を「沖縄県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会(実地研修)報告書」（別記様式１）に記載し、農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出する。

（修了証の交付）

第５　家畜保健衛生所長は、第３（1）及び（2）のいずれもが終了した場合に、「沖縄県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会修了証」（別記様式２）を交付する。

２　修了証の交付を受けたものが、修了証の記載内容に変更を生じた場合又は修了証を破り、よごし、又は失ったときは、「登録飼養衛生管理者のための研修会修了証書換え（再交付）申請書」（様式２）により修了証の書換え交付又は再交付を申請することができる。

３　２の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容や研修会受講履歴等を確認したうえで書換え交付、再交付するものとする。

（登録飼養衛生管理者名簿への登録 ）

第６　県の登録飼養衛生管理者名簿に記載を希望する者は、「沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への登録申請書」（様式３）に必要事項を記入の上、「豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿登録申請に係る誓約書」（様式４）による誓約書を添付し、農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出する。

２　登録飼養衛生管理者は、前項により申請した事項に変更を生じた場合、「沖縄県登録飼養衛　管理者名簿への登録変更届」（様式５）に必要事項を記入し、変更後30日以内に、農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出する。

（審査・登録）

第７　家畜保健衛生所長は、「沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への登録申請書」（様式３）を受理し　　　　　た場合は、申請書の記載事項の審査を行う。審査の結果、以下の要件を満たすと判断したものを、各家畜保健衛生所において備え付けている登録飼養衛生管理者名簿へ登録することとする。

1. 農場の飼養衛生管理者であること
2. 第５による「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会修了証」を交付されていること
3. 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れること。また、その指示及び指導に従うことができること。

２　名簿への登録期間は、研修終了日の翌年3月31日までとする。

３　申請者が要件を満たしていないこと等により登録しない場合は、「沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への不登録通知書」（様式６）により申請者へ通知する。

（登録名簿からの除外）

第８　登録名簿から除外を希望する者は、「豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿からの除外申請書」（様式７）に必要事項を記入し、農場の所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出する。

２　家畜保健衛生所長は、登録飼養衛生管理者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、その登録を除外するとする。

1. 県の登録飼養衛生管理者名簿への登録期間が終了したとき
2. 前項の申請がされたとき
3. 登録飼養衛生管理者が死亡し、もしくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
4. 偽りその他不正の手段により登録名簿へ記載を受けたことが判明したとき
5. 罰金以上の刑に処されたとき等、登録名簿から除外すべきと家畜保健衛生所長が判断したとき

（ワクチンの使用）

第９　豚熱ワクチンを使用する登録飼養衛生管理者は、以下の要件を遵守すること

1. 家畜防疫員または知事認定獣医師（以下、家畜防疫員等）の指示に従い接種を行うこと
2. 作業手順書に従い接種を行うこと
3. 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと

（ワクチンの受領）

第１０　登録飼養衛生管理者は、ワクチンの交付を受けようとする場合には、事前に豚熱予防液交付申請書（様式８）を家畜保健衛生所へ提出しなければならない。このとき、家畜防疫員等が発行したワクチン接種票の写しを添付しなければならない。

２　前項のワクチンの交付を受ける際、沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年５月15日条例第47号）による豚熱予防液交付手数料を県証紙にて家畜保健衛生所に納入しなければならない。

（ワクチンの接種等）

第１１　登録飼養衛生管理者はワクチンの用法用量に基づき、適正に保管、使用するとともに、家畜防疫員等が発行したワクチン接種票及び第１０の申請における接種計画に基づき、ワクチン接種を実施する。

２　登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種に必要な資材等を自らで準備しなければならない。

３　登録飼養衛生管理者は、接種対象となる豚等の健康状態を確認した上でワクチン接種を実施し、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚を移動する際は、家伝法第7条の規定に準じて標識を付さなければならない。

.

（実績報告）

第１２　登録飼養衛生管理者は、1ヶ月分のワクチン接種実績をとりまとめ、豚熱ワクチン接種実績報告書（様式９）を接種翌月の5日までに家畜保健衛生所まで提出しなければならない。

（その他 ）

第１３　家畜保健衛生所長は、名簿への登録状況を畜産課長へ報告することとする。

２　その他必要な事項は、畜産課長が定める。

 附則

１ この要領は、令和５年３月14日から施行する。

附　則（令和5年4月10日　農畜第59号）

１ この要領は、令和5年4月10日から施行する。

附　則（令和5年8月4日　農畜第893号）

１ この要領は、令和5年8月4日から施行する。

（様式１）

沖縄県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会　受講申請書

年　月　日

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長　様

住所

氏名

　このことについて、沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第４－１に基づき申請します。

記

1　申請者生年月日

2　申請者連絡先

3　沖縄県内において従事する農場名及び住所

　　農場名

　　住　所

4　沖縄県外において登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所

5　（他都道府県において、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱　に基づく研修を受講しており、第４－１の実地研修の免除を希望する場合）

　　他県での研修会受講経験の有無と当該都道府県名

6　備考

（５の希望がある場合、参考資料として、以下の資料を添付すること）

・当該都道府県の登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会修了証（写し）

（様式２）

登録飼養衛生管理者のための研修会修了証書換え（再交付）申請書

年　月　日

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長　様

住所

氏名

　このことについて、沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第５－２に基づき申請します。

記

1　申請者生年月日

2　研修会修了証番号及び修了年月日

　　修了証番号

　　修了年月日

3　申請理由

4　備考

（様式３）

沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への登録申請書

年　月　日

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長　様

住所

氏名

　このことについて、沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第６に基づき申請します。

記

1　申請者生年月日

2　申請者連絡先

3　沖縄県内において従事する農場名及び住所

　　農場名

　　住所

4　沖縄県外において登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所

　　農場名

　　住所

5　他県での研修会受講経験の有無と当該都道府県名

　（他都道府県で1年以内に同様の研修を修了し、修了証の交付を受けている場合はその写しを添

　　付すること）

6　備考（参考資料として、以下の資料を添付すること）

・沖縄県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会修了証（写し）

・様式４による誓約書

　（様式４）

豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿登録申請に係る誓約書

遵守事項

（１）農場の飼養衛生管理者であること。

（２）沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第５－１による沖縄県の修了証を交付されていること。

（３）家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

（４）家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

上記４つの遵守事項について、相違ありません。

　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　沖縄県〇〇家畜保健衛生所長

（様式５）

沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への登録変更届

年　月　日

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長　様

住所

氏名

　このことについて、沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第６－２に基づき申請します。

記

1　研修会修了証番号及び修了年月日

　　修了証番号

　　修了年月日

2　変更内容及び理由

　　内容

　　理由

3　備考

（様式６）

沖縄県登録飼養衛生管理者名簿への不登録通知書

　年　月　日

　　申請者名　　様

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長

　沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第６に基づき申請のあった件について、下記の理由により不登録としましたので、同要領第７－３の規定に基づき通知します。

記

1　申請年月日

2　申請者氏名

3　理由

（様式７）

豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿からの除外申請書

年　月　日

沖縄県〇〇家畜保健衛生所長　様

住所

氏名

　このことについて、沖縄県登録飼養衛生管理者事務取扱要領第８に基づき申請します。

記

1　研修会修了証番号及び修了年月日

　　　修了証番号

　　　修了年月日

2　除外理由

3　備考